

暴風・大雨・洪水・大雪等の非常変災 その他緊迫事態における非常措置について

表題の件につきまして、暴風・大雨・洪水・大雪等の非常変災、その他緊迫事態の発生により生徒の登下校に危険があると予想される場合、臨時休校その他の非常措置をとることがあります。

つきましては、下記の要項をよくお読みいただき、ご理解・ご協力くださるようお願いいたします。

記

1. 「特別警報」(大雨・暴風・暴風雪・大雪等)・「暴風警報」の発令時における措置

午前7時において
「特別警報」・「暴風警報」
が発令中の場合



臨時休校とする

※ 午前7時までに「特別警報」・「暴風警報」が解除された場合、登校させて下さい。

ただし、暴風・大雨等による影響が考えられますので、十分気をつけて登校するよう注意をお願いします。

※ 登校後、「特別警報」「暴風警報」が発令された場合は、状況を見て下校させます。

2. その他の警報(大雨・洪水・大雪など)

※ 登校前 ⇨ 通常通り、登校させて下さい。

※ 登校後 ⇨ 状況によっては、終業時刻を繰り上げて下校させる

3. 安全指導について

暴風・大雨・洪水・大雪・地震等の非常変災、その他緊迫事態の時には、学校でも可能な限りの配慮をさせていただきますが、ご家庭におかれましても、次の点につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 暴風・大雨・洪水・大雪・地震等の変災時の登下校には、思わぬ危険が待ち受けています。危険箇所の点検や持ち物への配慮を十分にいただき、通学の安全に万全を期すよう、通学路や生徒の実態に即した適切な注意や助言・指示をお願いします。
- (2) 警報・注意報が解除されたり、風や雨がやんだ後にも、河川の増水等の危険が残ります。遊び場や通学路に危険性がないか調べていただくなど、危険防止に向けたご配慮をお願いします。

なお、万一事故が発生した時は、速やかに学校へ連絡してください。

- (3) 暴風・大雨・洪水・大雪・地震等の時、生徒が遅刻・早退をする場合は、学校（学級担任）と平常以上に連絡を密にいただき、生徒の登下校の安全に万全を期すことができますようご協力ください。

4. 「特別警報」が発表された場合

「特別警報」が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。（気象庁）

※ この文書は、今後の非常変災時のためによくお読みいただくとともに、大切に保管していただきますようお願いいたします。

草津市立新堂中学校

TEL 568-2990

FAX 568-4047